

徳島市中心市街地活性化基本計画変更（案） 新旧対照表（傍線部分は変更箇所）

変 更 後	変 更 前																																																																																																																																																								
<p>1.～3. 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1]～[2] (2) 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業</p> <p>事業名：ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業（略）</p> <p>【事業名】狭あい道路整備事業</p> <table border="1"> <tr> <td>【事業実施時期】</td> <td colspan="3">平成7年度～</td> </tr> <tr> <td>【実施主体】</td> <td colspan="3">建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する者（徳島市）</td> </tr> <tr> <td>【事業内容】</td> <td colspan="3">建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分の舗装整備を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td> </tr> <tr> <td>【目標】</td> <td colspan="3">居住者数の増加</td> </tr> <tr> <td>【目標指標】</td> <td colspan="3">まちなか居住者数</td> </tr> <tr> <td>【活性化に資する理由】</td> <td colspan="3">狭あい道路の解消を通じて、安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図り、生活基盤となる安全な生活道路を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。</td> </tr> <tr> <td>【支援措置名】</td> <td colspan="3">社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）</td> </tr> <tr> <td>【支援措置実施時期】</td> <td>令和4年度～令和8年度</td> <td>【支援主体】</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>【その他特記事項】</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>事業名：すいすいサイクル事業（略）</p> <p>【事業名】老朽管更新事業</p> <table border="1"> <tr> <td>【事業実施時期】</td> <td colspan="3">令和3年度～</td> </tr> <tr> <td>【実施主体】</td> <td colspan="3">徳島市</td> </tr> <tr> <td>【事業内容】</td> <td colspan="3">既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、更新優先順位等に従って計画的に老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td> </tr> <tr> <td>【目標】</td> <td colspan="3">居住者数の増加</td> </tr> <tr> <td>【目標指標】</td> <td colspan="3">まちなか居住者数</td> </tr> <tr> <td>【活性化に資する理由】</td> <td colspan="3">上水道管路は基礎的かつ重要なインフラであり、老朽管路の改築を通じて中心市街地の快適な生活環境の維持・向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。</td> </tr> <tr> <td>【支援措置名】</td> <td colspan="3">生活基盤施設耐震化等交付金</td> </tr> <tr> <td>【支援措置実施時期】</td> <td>令和3年度～令和5年度</td> <td>【支援主体】</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </table>	【事業実施時期】	平成7年度～			【実施主体】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する者（徳島市）			【事業内容】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分の舗装整備を行う。			活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】	居住者数の増加			【目標指標】	まちなか居住者数			【活性化に資する理由】	狭あい道路の解消を通じて、安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図り、生活基盤となる安全な生活道路を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。			【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）			【支援措置実施時期】	令和4年度～ 令和8年度	【支援主体】	国土交通省	【その他特記事項】				【事業実施時期】	令和3年度～			【実施主体】	徳島市			【事業内容】	既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、更新優先順位等に従って計画的に老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を実施する。			活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】	居住者数の増加			【目標指標】	まちなか居住者数			【活性化に資する理由】	上水道管路は基礎的かつ重要なインフラであり、老朽管路の改築を通じて中心市街地の快適な生活環境の維持・向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。			【支援措置名】	生活基盤施設耐震化等交付金			【支援措置実施時期】	令和3年度～ 令和5年度	【支援主体】	厚生労働省	<p>1.～3. 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1]～[2] (2) 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業</p> <p>事業名：ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業（略）</p> <p>【事業名】狭あい道路整備事業</p> <table border="1"> <tr> <td>【事業実施時期】</td> <td colspan="3">平成7年度～</td> </tr> <tr> <td>【実施主体】</td> <td colspan="3">建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する者（徳島市）</td> </tr> <tr> <td>【事業内容】</td> <td colspan="3">建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分の舗装整備を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td> </tr> <tr> <td>【目標】</td> <td colspan="3">居住者数の増加</td> </tr> <tr> <td>【目標指標】</td> <td colspan="3">まちなか居住者数</td> </tr> <tr> <td>【活性化に資する理由】</td> <td colspan="3">狭あい道路の解消を通じて、安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図り、生活基盤となる安全な生活道路を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。</td> </tr> <tr> <td>【支援措置名】</td> <td colspan="3">社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）</td> </tr> <tr> <td>【支援措置実施時期】</td> <td>令和4年度～令和5年度</td> <td>【支援主体】</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>【その他特記事項】</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>事業名：すいすいサイクル事業（略）</p> <p>【事業名】老朽管更新事業</p> <table border="1"> <tr> <td>【事業実施時期】</td> <td colspan="3">令和3年度～</td> </tr> <tr> <td>【実施主体】</td> <td colspan="3">徳島市</td> </tr> <tr> <td>【事業内容】</td> <td colspan="3">既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、更新優先順位等に従って計画的に老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td> </tr> <tr> <td>【目標】</td> <td colspan="3">居住者数の増加</td> </tr> <tr> <td>【目標指標】</td> <td colspan="3">まちなか居住者数</td> </tr> <tr> <td>【活性化に資する理由】</td> <td colspan="3">上水道管路は基礎的かつ重要なインフラであり、老朽管路の改築を通じて中心市街地の快適な生活環境の維持・向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。</td> </tr> <tr> <td>【支援措置名】</td> <td colspan="3">生活基盤施設耐震化等交付金</td> </tr> <tr> <td>【支援措置実施時期】</td> <td>令和3年度～令和7年度</td> <td>【支援主体】</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </table>	【事業実施時期】	平成7年度～			【実施主体】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する者（徳島市）			【事業内容】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分の舗装整備を行う。			活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】	居住者数の増加			【目標指標】	まちなか居住者数			【活性化に資する理由】	狭あい道路の解消を通じて、安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図り、生活基盤となる安全な生活道路を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。			【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）			【支援措置実施時期】	令和4年度～ 令和5年度	【支援主体】	国土交通省	【その他特記事項】				【事業実施時期】	令和3年度～			【実施主体】	徳島市			【事業内容】	既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、更新優先順位等に従って計画的に老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を実施する。			活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】	居住者数の増加			【目標指標】	まちなか居住者数			【活性化に資する理由】	上水道管路は基礎的かつ重要なインフラであり、老朽管路の改築を通じて中心市街地の快適な生活環境の維持・向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。			【支援措置名】	生活基盤施設耐震化等交付金			【支援措置実施時期】	令和3年度～ 令和7年度	【支援主体】	厚生労働省
【事業実施時期】	平成7年度～																																																																																																																																																								
【実施主体】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する者（徳島市）																																																																																																																																																								
【事業内容】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分の舗装整備を行う。																																																																																																																																																								
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																									
【目標】	居住者数の増加																																																																																																																																																								
【目標指標】	まちなか居住者数																																																																																																																																																								
【活性化に資する理由】	狭あい道路の解消を通じて、安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図り、生活基盤となる安全な生活道路を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。																																																																																																																																																								
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）																																																																																																																																																								
【支援措置実施時期】	令和4年度～ 令和8年度	【支援主体】	国土交通省																																																																																																																																																						
【その他特記事項】																																																																																																																																																									
【事業実施時期】	令和3年度～																																																																																																																																																								
【実施主体】	徳島市																																																																																																																																																								
【事業内容】	既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、更新優先順位等に従って計画的に老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を実施する。																																																																																																																																																								
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																									
【目標】	居住者数の増加																																																																																																																																																								
【目標指標】	まちなか居住者数																																																																																																																																																								
【活性化に資する理由】	上水道管路は基礎的かつ重要なインフラであり、老朽管路の改築を通じて中心市街地の快適な生活環境の維持・向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。																																																																																																																																																								
【支援措置名】	生活基盤施設耐震化等交付金																																																																																																																																																								
【支援措置実施時期】	令和3年度～ 令和5年度	【支援主体】	厚生労働省																																																																																																																																																						
【事業実施時期】	平成7年度～																																																																																																																																																								
【実施主体】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する者（徳島市）																																																																																																																																																								
【事業内容】	建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分の舗装整備を行う。																																																																																																																																																								
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																									
【目標】	居住者数の増加																																																																																																																																																								
【目標指標】	まちなか居住者数																																																																																																																																																								
【活性化に資する理由】	狭あい道路の解消を通じて、安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図り、生活基盤となる安全な生活道路を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。																																																																																																																																																								
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）																																																																																																																																																								
【支援措置実施時期】	令和4年度～ 令和5年度	【支援主体】	国土交通省																																																																																																																																																						
【その他特記事項】																																																																																																																																																									
【事業実施時期】	令和3年度～																																																																																																																																																								
【実施主体】	徳島市																																																																																																																																																								
【事業内容】	既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、更新優先順位等に従って計画的に老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を実施する。																																																																																																																																																								
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																									
【目標】	居住者数の増加																																																																																																																																																								
【目標指標】	まちなか居住者数																																																																																																																																																								
【活性化に資する理由】	上水道管路は基礎的かつ重要なインフラであり、老朽管路の改築を通じて中心市街地の快適な生活環境の維持・向上を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。																																																																																																																																																								
【支援措置名】	生活基盤施設耐震化等交付金																																																																																																																																																								
【支援措置実施時期】	令和3年度～ 令和7年度	【支援主体】	厚生労働省																																																																																																																																																						

【その他特記事項】			
【支援措置名】	防災・安全交付金（水道管路耐震化等推進事業）		
【支援措置実施時期】	令和6年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 略

5.～6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 公民連携プラットフォームの運用

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	徳島市		
【事業内容】	公民が連携して新たなサービスを実施するため、市と民間事業者が協働する仕組みとして民間企業との「連携協定の締結」や「協働事業の推進」に向けた要件や提案の流れを明確にした公民連携プラットフォームを運用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊者数の増加		
【目標指標】	まちなか歩行者通行量（平日・休日平均）		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化には民による取組が必要不可欠であり、公民が連携して新たなサービスを展開することは、目標指標の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 中小企業販路拡大支援事業（専門家相談事業）

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	徳島市、徳島県よろず支援拠点		
【事業内容】	経営相談窓口をアミコビルの産業支援交流センターに設け、中小企業に対する販路拡大や経営課題等の相談に応じる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者数の増加		
【目標指標】	ランドマーク施設来館者数		
【活性化に資する理由】	産業支援交流センターはアミコビルに設けられた産業振興施設であり、経営相談を通じて同施設の来館者数を増やすことは、目標指標の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府

【その他特記事項】			
【支援措置名】	新規追加		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(4) 略

5.～6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 (4) から移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 (4) から移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	

【その他特記事項】

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(略)

事業名：キッチンカー支援事業（略）

【事業名】リノベーションまちづくり推進事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和5年度		
【実施主体】	徳島市		
【事業内容】	空き家や空き店舗、空き地などの資産を活用してまちの課題解決を図る「リノベーションまちづくり」の考え方を普及啓発する講演会や実際の物件を対象としたリノベーションスクールを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊者数の増加		
【目標指標】	まちなか歩行者通行量（平日・休日平均）		
【活性化に資する理由】	遊休不動産のリノベーションを通じて新たな魅力が感じられるエリアを創造することは、目標指標の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和4年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（徳島都心地区）		
【支援措置実施時期】	令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(略)

事業名：とくしま消防・防災フェスティバルの開催（略）

【事業名】(2)①へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			

【その他特記事項】

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(略)

事業名：キッチンカー支援事業（略）

【事業名】リノベーションまちづくり推進事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	徳島市		
【事業内容】	空き家や空き店舗、空き地などの資産を活用してまちの課題解決を図る「リノベーションまちづくり」の考え方を普及啓発する講演会や実際の物件を対象としたリノベーションスクールを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊者数の増加		
【目標指標】	まちなか歩行者通行量（平日・休日平均）		
【活性化に資する理由】	遊休不動産のリノベーションを通じて新たな魅力が感じられるエリアを創造することは、目標指標の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和4年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（徳島都心地区）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(略)

事業名：とくしま消防・防災フェスティバルの開催（略）

【事業名】公民連携プラットフォームの運用

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	徳島市		
【事業内容】	公民が連携して新たなサービスを実施するため、市と民間事業者が協働する仕組みとして民間企業との「連携協定の締結」や「協働事業の推進」に向けた要件や提案の流れを明確にした公民連携プラットフォームを運用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊者数の増加		
【目標指標】	まちなか歩行者通行量（平日・休日平均）		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化には民による取組が必要不可欠であり、公民が連携して新たなサービスを展開することは、目標指標の増加に寄与するため。		

【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

事業名：産業支援交流センターの運営 (略)

【事業名】 (2) ①へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 (略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (1)～(2) 略

(3) 徳島市中心市街地活性化基本計画推進本部委員名簿

	職名
本部長	市長
副本部長	第一副市長
副本部長	第二副市長
副本部長	政務監
委員	企画政策部長
委員	
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民文化部長

【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

(略)

事業名：産業支援交流センターの運営 (略)

【事業名】 中小企業販路拡大支援事業 (専門家相談事業)

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	徳島市、徳島県よろず支援拠点		
【事業内容】	経営相談窓口をアミコビルの産業支援交流センターに設け、中小企業に対する販路拡大や経営課題等の相談に応じる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者数の増加		
【目標指標】	ランドマーク施設来館者数		
【活性化に資する理由】	産業支援交流センターはアミコビルに設けられた産業振興施設であり、経営相談を通じて同施設の来館者数を増やすことは、目標指標の増加に寄与するため。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—
【その他特記事項】			

(略)

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 (略)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (1)～(2) 略

(3) 徳島市中心市街地活性化基本計画推進本部委員名簿

	職名
本部長	市長
副本部長	第一副市長
副本部長	第二副市長
副本部長	政務監
委員	企画政策部長
委員	政策調整監
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民文化部長

委員	環境部長
委員	健康福祉部長
委員	子ども未来部長
委員	経済部長
委員	理事
委員	都市建設部長
削除	
委員	危機管理局長
委員	消防局長
委員	上下水道局長
委員	上下水道局理事
委員	交通局長
委員	教育長

- (4) 略
 [2] (1) 略
 (2) 構成員

中心市街地の市街地整備、経済活力の向上、公共交通の形成などに係る商工会議所、商店街、商業者、交通事業者、地域活動団体、NPO 法人などの主体を構成員とする。

所属	役職	氏名
徳島商工会議所	会頭	阿 部 和 英
徳島都市開発株式会社	代表取締役社長	鈴 江 祥 宏
JR 四国ステーション開発株式会社	取締役徳島駅クレメントプラザ館長	喜 田 高 博
阿波女あきんど塾	会長	大 岩 明 代
内町まちづくり協議会	会長	宮 澤 武 志
新町コミュニティ協議会	会長	多 可 義 郎
NPO 法人新町川を守る会	理事長	中 村 英 雄
NPO法人子育て支援ネットワークとくしま	副理事長	内 藤 克 明
一般社団法人イーストとくしま観光推進機構	専務理事	渡 辺 隆 仁
四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	山 本 仁 志
徳島バス株式会社	運輸部課長	泉 雅 仁
徳島大学	理工学部教授	小 川 宏 樹
四国大学	経営情報学部准教授	稲 倉 典 子
徳島文理大学	人間生活学部准教授	岡 山 千 賀 子
株式会社阿波銀行	営業推進部付部長兼地方創生推進室長	片 山 哲 也
株式会社徳島大正銀行	法人推進部 部長代理	三 木 貴 史
徳島県商店街振興組合連合会	理事長	杉 原 正 伸
徳島県商店街振興組合連合会 東新町1丁目商店街振興組合	代表理事	福 田 典 彦

委員	環境部長
委員	健康福祉部長
委員	子ども未来部長
委員	経済部長
委員	理事
委員	都市建設部長
委員	理事
委員	危機管理局長
委員	消防局長
委員	上下水道局長
委員	上下水道局理事
委員	交通局長
委員	教育長

- (4) 略
 [2] (1) 略
 (2) 構成員

中心市街地の市街地整備、経済活力の向上、公共交通の形成などに係る商工会議所、商店街、商業者、交通事業者、地域活動団体、NPO 法人などの主体を構成員とする。

所属	役職	氏名
徳島商工会議所	会頭	阿 部 和 英
徳島都市開発株式会社	代表取締役社長	鈴 江 祥 宏
JR徳島駅ビル開発株式会社	代表取締役社長	灘 井 裕 紀
阿波女あきんど塾	会長	大 岩 明 代
内町まちづくり協議会	会長	宮 澤 武 志
新町コミュニティ協議会	会長	前 川 佳 弘
NPO 法人新町川を守る会	理事長	中 村 英 雄
NPO法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長	松 崎 美 穂 子
一般社団法人イーストとくしま観光推進機構	専務理事	渡 辺 隆 仁
四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	山 本 仁 志
徳島バス株式会社	運輸部課長	泉 雅 仁
徳島大学	理工学部教授	小 川 宏 樹
四国大学	経営情報学部准教授	稲 倉 典 子
徳島文理大学	人間生活学部准教授	岡 山 千 賀 子
株式会社阿波銀行	営業推進部付部長兼地方創生推進室長	片 山 哲 也
株式会社徳島大正銀行	法人推進部 次長	麻 植 順 資
徳島県商店街振興組合連合会	理事長	杉 原 正 伸
徳島県商店街振興組合連合会 東新町1丁目商店街振興組合	代表理事	福 田 典 彦

徳島県商店街振興組合連合会 元町商店街振興組合	代表理事	逢坂昭雄
徳島商工会議所まちづくり検討委員会	委員長	中田一生
徳島県	企業支援課長	<u>鳥海祐司</u>
徳島市	経済部長	浦聡明
徳島市	都市建設部長	森久寿
徳島市	交通局長	角元和彦

(3) 開催状況

会議回数	開催日	議題
第1回	令和3年3月22日	・ 中心市街地活性化協議会の設立について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の概要について
第2回	令和3年6月10日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画について (基本方針、ビジョン、目標値、公民連携など)
第3回	令和3年8月17日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第4回	令和3年11月15日	・ パブリックコメント手続の実施結果について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書
第5回	令和4年7月25日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の概要及び プレフォローアップ結果について
第6回	令和5年1月13日 (書面開催)	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第7回	令和5年5月10日	・ 徳島市中心市街地活性化協議会役員の指名について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
<u>第8回</u>	<u>令和6年5月13日</u>	<u>・ 徳島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて</u> <u>・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について</u>

(4) ~ (6) 略

[3] 略

10. ~ 12. (略)

徳島県商店街振興組合連合会 元町商店街振興組合	代表理事	逢坂昭雄
徳島商工会議所まちづくり検討委員会	委員長	中田一生
徳島県	企業支援課長	<u>三宅啓之</u>
徳島市	経済部長	浦聡明
徳島市	都市建設部長	森久寿
徳島市	交通局長	角元和彦

(3) 開催状況

会議回数	開催日	議題
第1回	令和3年3月22日	・ 中心市街地活性化協議会の設立について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の概要について
第2回	令和3年6月10日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画について (基本方針、ビジョン、目標値、公民連携など)
第3回	令和3年8月17日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第4回	令和3年11月15日	・ パブリックコメント手続の実施結果について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書
第5回	令和4年7月25日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の概要及び プレフォローアップ結果について
第6回	令和5年1月13日 (書面開催)	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第7回	令和5年5月10日	・ 徳島市中心市街地活性化協議会役員の指名について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
<u>新規追加</u>		

(4) ~ (6) 略

[3] 略

10. ~ 12. (略)